

お知らせ（器）006

令和2年9月18日

### 特定器材マスターの改定について

今般、令和2年8月31日付け厚生労働省告示第304号に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和2年10月1日であることから、令和2年9月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

### 記

材料価格の変更（変更区分「5」：1コード）

## 別紙\_特定器材マスター登録内容の一部変更（令和2年10月1日適用）

別表 番号	区分 番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額 種別	金額	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
6	6	710010176	歯科鑄造用金銀パラジウム合金（金12%以上JIS適合品）	1	2,450	5	金額	2,450	2,662	